犬山市文化・スポーツ施設
ネーミングライツパートナー選定実施要領

令和８年１０月

愛知県犬山市

目 次

1　対象施設の概要
(1) 対象施設・・・

8 その他・・・

犬山市文化・スポーツ施設ネーミングライツパートナー選定実施要領

犬山市は、民間の活力を得て、広く市民の文化・スポーツの振興を図るとともに、民間の創意工夫に拠る社会貢献の場を提供するため、市民文化会館・南部公民館（両施設は同一建物内にあり、文化的活動の場として一体的に利活用されていることから、本要領内では併せて１つの募集対象施設とする）、山の田公園野球場・山の田公園テニスコート（両施設は隣接しており、本要領内では併せて１つの募集対象施設とする）のそれぞれにふさわしい愛称（事業者名、商品ブランド名など）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得する事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、上記募集施設に事業者名等の愛称を表示することにより、自らの事業等を幅広くＰＲすることができると同時に、ネーミングライツ料の支払いによる文化・スポーツ行政への経済的支援や、地域活動を通じた社会貢献を行うことができます。

１　対象施設の概要

(1) 対象施設

表　各対象施設の概要

番号	名称	所在	概要
1	市民文化会館・ 南部公民館	犬山市羽黒摺墨 11 番地	市民文化会館 構造：鉄筋コンクリート造 3 階建 面積：建築面積：3,334.99 ㎡ 延べ床面積：4,538.44 ㎡ 南部公民館 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 面積：建築面積　1,869.95 ㎡ 延べ床面積　2,491.09 ㎡
2	山の田公園野球場・ 山の田公園テニスコート	犬山市大字羽黒新田字高見 1 番地 6	山の田公園野球場 野球 1 面、ソフトボール 2 面 面積：12,028.00 ㎡ 山の田公園テニスコート テニスコート 4 面/2 面 面積：4 面　2,584.00 ㎡ 2 面　1,719.00 ㎡

(2) 施設の詳細及び利用状況

※施設の詳細及び利用状況については、別紙「資料編（施設の詳細及び利用状況）」をご覧ください。

2　募集概要

(1) ネーミングライツ料の最低基準価格（消費税及び地方消費税抜き）

表　ネーミングライツ料の最低基準価格一覧

番号	施設名	最低基準価格（円/年間）
1	市民文化会館・ 南部公民館	150 万
2	山の田公園野球場・ 山の田公園テニスコート	50 万

(2) 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) 愛称の使用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(4) ネーミングライツパートナーの命名条件等

ア　施設の愛称として、事業者名、商品名などを付けることができます。ただし、各施設の内容を明確にするため、施設の用途を想起させる文言を含んだ愛称としてください。（例：「～ホール」、「～フィールド」等）また、「市民文化会館」、「南部公民館」、「山の田公園野球場」、「山の田公園テニスコート」等の名称を入れることも妨げません。

イ　命名していただくのは愛称であり、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

ウ　下記に示す掲示可能場所に愛称を掲示することを想定しています。ただし、詳細な位置等については、契約に向けた協議にて決定します。

表　各施設の愛称掲示可能場所一覧

番号	施設名	掲示可能場所
1	市民文化会館・ 南部公民館	市民文化会館 　建物東側壁面、建物南側壁面、施設入口 南部公民館 　建物東側壁面、建物北側壁面、施設入口
2	山の田公園野球場・ 山の田公園テニスコート	山の田公園野球場 　スタンド外壁面、施設入口 山の田公園テニスコート 　南側フェンス面、施設入口

※愛称の掲示には、愛知県屋外広告物条例、本市景観施策に準ずる必要があります。

※提案された愛称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む）は、景観等を考慮してデザインの変更を求める場合があります。

エ　ネーミングライツパートナーであることを、事業者自らが管理する媒体（ウェブページ、出版物等）で表示することができます。

オ　市民や利用者の混乱を防止するため、決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。また、愛称と共に、条例上の名称を併記することがあります。

カ　犬山市広告掲載事業実施要綱第3条第1項及び犬山市広告掲載基準第5条の各号に定める内容の愛称は使用できません。

キ　愛称の命名権以外のパートナーメリットは以下のとおりです。このほかに希望する事項があれば協議に応じます。但し、ネーミングライツパートナーは、施設の運営や活動内容に関与することはできません。

ク　募集対象施設への他社の広告掲載については、犬山市広告掲載基準に準じて運用することとします。

表　各施設のパートナーメリット一覧

番号	施設名	パートナーメリット
1	市民文化会館・ 南部公民館	・看板（掲示可能場所）、市の印刷物やホームページへの愛称掲載 ・市民文化会館、南部公民館の全室を対象に1室の優先予約（1回/年） ・施設内の市が指定した箇所に広告掲示可能（市民文化会館、南部公民館のそれぞれの施設に1カ所ずつ）
2	山の田公園野球場・ 山の田公園テニスコート	・看板（掲示可能場所）、市の印刷物やホームページへの愛称掲載 ・山の田公園野球場、山の田公園テニスコートの2つの施設の全面を対象にした優先利用（2回/年） ・施設内の市が指定した箇所に広告掲示可能（山の田公園野球場、山の田公園テニスコートのそれぞれの施設に1ヶ所ずつ）

犬山市広告掲載事業実施要綱

（広告掲載の基準）

第3条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
(3) 政治性のあるもの
(4) 宗教性のあるもの
(5) 社会問題についての主義主張
(6) 美観風致を害するおそれがあるもの
(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
(8) その他広告媒体に掲載する広告として、市長が適当でないと認めるもの

犬山市広告掲載基準

（掲載基準）

第５条　次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア　人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの

イ　法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ　他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ク　社会的に不適切なもの

ケ　国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現又は根拠のない表示若しくは誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ　射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（ 今購入しないと次はないという意味）」等

ウ　人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ　虚偽の内容を表示するもの

オ　法令等で認められていない業種、商法及び商品

カ　国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ　責任の所在が明確でないもの

ク　広告の内容が明確でないもの

ケ　国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ　暴力又は犯罪を肯定し、若しくは助長するような表現

ウ　残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想若しくは想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(5) 費用負担

ネーミングライツパートナー制度の導入に伴う費用の負担は、下表のとおりです。
○を付した者が費用を負担します。

表　ネーミングライツに伴う費用負担

区　分	市	ネーミングライツパートナー
愛称標示看板の設置、撤去及び原状回復		○
敷地内外の看板表示の設置・変更（道路標識など）　※1		○
広報等の印刷物やウェブページへの愛称の表示	○※2	
看板照明に係る維持管理（電気使用料、修繕など）		○
看板の破損等による修繕		○
その他パートナーメリットに係る費用		○
提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用		○

※1　設置・変更は任意。道路標識は、設置・変更の可能な場所のみ設置可とします。
※2　名称変更のみを理由として、既存の印刷物を刷新する場合は、ネーミングライツパートナーの費用負担とします。

(6) 提案資格

次に掲げる要件を満たすと認められる法人を対象とします。

ア　犬山市広告掲載基準第4条に定める規制業種又は事業を営む者でないこと。

イ　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ　犬山市税、愛知県税及び国税のうち、犬山市が指定するものが未納でないこと。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

オ　3(5)に規定する提案意思確認書（様式1）の提出期限の日から契約候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

カ　その他、犬山市がネーミングライツパートナーとなることが適当でないと認めた者でないこと。

※ネーミングライツパートナーとなることを希望する者（以下「パートナー希望法人」という。）と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人（以下「広告代理店」という。）が応募することもできます。
ただし、応募にあたり、パートナー希望法人の提示が必要で、かつ、広告代理店とパートナー希望法人の双方が上記の提案資格を満たしている必要があります。
その場合、契約は市とパートナー希望法人の間で締結します。

犬山市広告掲載基準

（規制業種又は事業者）

第4条　次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

(2)　風俗営業類似の業種

(3)　消費者金融

(4)　たばこ

(5)　ギャンブルに関与する業種又は事業者

(6)　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

(7)　法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者

(8)　占い、運勢判断に関する業種又は事業者

(9)　興信所、探偵事務所等

(10)　債権取立て、示談引受け等をうたう事業者

(11)　法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者

(12)　民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中の事業者

(13)　各種法令に違反している事業者

(14)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(15)　次のいずれかに該当すると思われる事業者

ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の役員を含む。以下同じ）、支配人又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員、支配人又は営業所の代表者と同等の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者又は支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下同じ。）に暴力団員等（ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

イ　暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているもの

ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又はイの事業者を利用するなどしているもの

エ　役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又はイの事業者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどして、暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

カ　役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する事業者であることを知りながら、これを利用するなどしているもの

(16)　市税を滞納している事業者

(17)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない事業者

(18)　犬山市の契約に係る指名停止要領（平成14年4月1日施行）による指名停止の措置を受けている事業者

(19)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める業種又は事業者

3　応募方法

書類の提出は、持参又は郵送で行ってください。

対象施設は１つ又は複数、応募することが可能です。複数施設を応募する場合は、対象施設ごとに下記提出書類を提出してください。ただし、下記イの③、④及びウ～ケについては、兼用可能とします。

(1) 提出書類

ア　提案意思確認書･････（様式第 1）

イ　提案書･････（様式第 2－1）

〔添付書類〕

①地域活動、社会貢献、施設の魅力向上に関する取組み提案書･････（様式第 2－2）

②愛称及び掲示場所に係る提案書･････（任意様式）

商品名やイラスト等を使用する場合は当該商品やイラスト等の概要がわかるもの

③法人の概要･････（様式第 2－3）

④法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類（パンフレット等。任意作成可）

ウ　誓約書････（様式第 3）

エ　代表者等名簿･････（様式第 4）

オ　直近 3 事業年度の決算報告書（貸借対照表等の財務諸表）

カ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

キ　国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その 3 の 3）、この税目について確認できる場合は、その 3 でも可）

ク　愛知県税の納税証明書（「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税」及び「自動車税種別割」の納税証明書、未納の税額がないこと用で発行したもの）

ケ　犬山市税の納税証明書（「法人市民税」及び「固定資産税・都市計画税」の納税証明書、未納額がないことの証明でも可）

※必要に応じて追加の書類を求める場合があります。

(2) 提出部数

以下の書類は原本 1 部（上記ア及びイ～ケの書類）を提出してください。

・提案意思確認書･････（様式第 1）
・提案書･････（様式第 2－1）
・地域活動、社会貢献、施設の魅力向上に関する取組み提案書･････（様式第 2－2）
・愛称及び掲示場所に係る提案書･････（任意様式）
・法人の概要･････（様式第 2－3）
・法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類（パンフレット等。任意作成可）
・誓約書････（様式第 3）
・代表者等名簿･････（様式第 4）
・直近 3 事業年度の決算報告書（貸借対照表等の財務諸表）
・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
・国税の納税証明書
・愛知県税の納税証明書
・犬山市税の納税証明書

以下の書類は副本（原本の写し・原本証明をお願いします。）10 部（片面刷り）で提出してください。

・提案書・・・・・（様式第２－1）
・地域活動、社会貢献、施設の魅力向上に関する取組み提案書・・・・・（様式第２－2）
・愛称及び掲示場所に係る提案書・・・・・（任意様式）
・法人の概要・・・・・（様式第２－3）
・法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類（パンフレット等。任意作成可）

(3) 書類の作成

ア　共通事項

原本、副本とも、各書類に、上記３（1）に規定するイ～ケの書類種別の見出し（インデックス、タブ）を貼付し、その記載順に、二穴綴じファイルに綴じるとともに、ファイルの表紙及び背表紙に、応募者及び「犬山市文化・スポーツ施設ネーミングライツパートナー応募書類」と明記してください。

作成においては、フォントはＭＳ明朝、サイズは12ポイントとし、ページレイアウトは変更せずに作成してください。

図、表等を使用しても構いません。

イ　「地域活動、社会貢献、施設の魅力向上に関する取組み提案書（様式第２－2）」の作成について

地域活動、社会貢献、施設の魅力向上に関する内容は、その対象場所（施設名、自治体名など）を明記してください。

本募集の各施設又は犬山市以外の内容を記載いただいても構いません。

(4) 質疑事項の受付

ア　受付期間

令和８年10月15日（木）午前９時から令和８年10月22日(木)午後４時まで（必着）

イ　質問方法

次の内容を記載した文書(様式第5)を、ファクシミリ又は電子メールにより、犬山市教育委員会教育部文化推進課ネーミングライツ担当宛にお送りください。

①質疑事項
②法人名
③担当者名及び連絡先（電話・電子メール）

ウ　回答方法

受け付けた質疑は令和８年10月27日（火）午後４時を目途に、随時担当者宛に回答を行います。公平を期すため、質疑及び回答は、犬山市のホームページに掲載する場合があります。

エ　留意事項

質疑を記載した文書（様式第5）を提出した場合は、必ず「9　問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載の電話宛てに発送連絡を行ってください。

(5) 提出書類（以下「提案書等」）の受付

ア　受付期間

①提案意思確認書

令和８年10月15日(木)から令和８年10月30日(金)まで（土日を除く）

②提案書

令和８年10月15日(木)から令和８年11月30日(月)まで（土日を除く）

イ　受付時間

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時を除く。）

ウ　受付場所

犬山市教育委員会教育部文化推進課

エ　受付方法

応募書類一式を、郵送又は持参により提出してください（必着）。

また、提案書等を郵送する場合は、9　問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載の電話宛てに発送連絡を必ず行ってください。

〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地（犬山市役所本庁舎 3 階）

犬山市教育委員会教育部文化推進課ネーミングライツ担当宛

オ　留意事項

・軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

・提出期日までにその提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

・郵送で提案意思確認書を提出する場合は、提出期日必着とします。

4　審査及び契約候補者の選定

(1) 審査及び契約候補者の選定の流れ

犬山市は、犬山市公共施設ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査結果をもとに、契約候補者を決定します。

提出された提案書を選定委員会で審査し、以下エに定める最低審査基準点以上の者で、かつ複数の提案があった場合は、審査基準に基づく点数の合計が　最上位の者を、優先交渉権者（契約候補者）として決定します。

(2) 審査の方法等

選定委員会は、以下の方法により審査し、契約候補者を選定します。

ア　審査方法

提案書について、「価格審査」と「内容審査」により審査を行います。

また、審査にあたっては、応募書類に対して追加資料の提出を求めることがあります。

イ　審査の配点

各審査項目の配点は下表のとおりとします。

表　審査基準

審査項目		配点	評価の基準・視点
価格審査	提案価格	30	提案価格の多寡
内容審査	提案愛称	20	提案された愛称の本募集施設としてのふさわしさ（施設の目的やイメージとの整合・親しみやすさ・呼びやすさ）
	提案者の状況	15	提案者の財務状況
	地域活動・社会貢献活動など	35	地域活動、社会貢献活動、施設の魅力向上に関する取組みへの理解、取組み

ウ　審査の点数化方法

①　価格審査

価格審査の配点は、30 点とします。

最低基準価格を上回る、応募団体の提案価格に対して、以下の考え方に基づき得点化を行います。

1つの対象施設に複数応募があった場合、提案価格の多寡により順位付けを行った上で、下表のとおり基礎点を設定し、下記算定式のとおり算出し提案価格点とします。

○基礎点

1位 (配点×1.0)	2位 (配点×0.8)	3位 (配点×0.6)	4位 (配点×0.4)	5位以下 (配点×0.2)
30点	24点	18点	12点	6点

○算定式

提案価格点＝提案価格／1位の提案価格×基礎点

※得点については、少数点以下第3位を四捨五入し、算定します。

② 内容審査

内容審査の配点は、合計70点とします。

審査基準に示す各審査項目の得点の合算を内容審査点とします。

選定委員会委員ごとに審査項目について下表の採点基準により評価し、点数化します。

表 採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

③ 最終的な得点

最終的な得点は、選定委員会委員全員の合計とします。

エ 最低審査基準点の設定

最終的な得点の60%（420点）とします。ただし、内容審査の各項目におけるE評価の数が、選定委員会委員の半数未満であることとします。

オ 同点となった場合の措置

最終的な得点が、同点となった場合は、以下の順で優先交渉権者を選定します。

①～④において判断に至らない場合は、選定委員会委員の協議により決定します。

① 審査項目「地域活動・社会貢献活動など」の得点が高い者

② 審査項目「提案価格」の得点が高い者

③ 審査項目「提案愛称」の得点が高い者

④ 審査項目「提案者の状況」の得点が高い者

5 応募に関する留意事項

(1) 審査の対象又は契約候補者からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象または優先交渉権者から除外します。

ア 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する犬山市職員若しくは関係者に対し、申請及び選定について不正な接触の事実が認められた場合

イ　応募書類に虚偽の記載があった場合
ウ　本件の提案資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
エ　応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
オ　著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が本業務を行うことについて相応しくないと犬山市が認めた場合
カ　提案価格が最低基準価格を下回っている場合
キ　その他不正な行為があったと犬山市が認めた場合

(2) 愛称使用開始前における決定の取消し等

ネーミングライツパートナーが愛称の使用を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その決定の取消し又は契約を解除することがあります。

ア　正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
イ　資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、ネーミングライツパートナーとして契約の履行が確実でないと犬山市が認めた場合
ウ　著しく社会的信用を損なう行為等により、ネーミングライツパートナーとして権利を行使することが相応しくないと犬山市が認めた場合
エ　(1)の各項目に該当する場合

(3) 応募書類の取り扱い

ア　著作権

応募者の提出する書類の著作権は応募者に帰属します。なお、当該募集において公表する必要がある場合、その他犬山市が必要と認めるときは、犬山市は応募者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ　特許権

応募書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

ウ　記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。なお、申請期間後の書類の変更は、理由の如何を問わずできません。

エ　返却等

応募書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

オ　公表

応募書類は、情報公開の対象文書となるため、犬山市情報公開条例（平成 10 年 12 月 18 日条例第 33 号）の規定に基づき開示する場合があります。

(4) 費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とします。

(5) 言語、通貨及び単位

応募書類に使用する言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める計量単位としてください。

(6) その他

ア　同一の法人が、1 つの対象施設に対して、複数の提案をすることはできません。
イ　提案意思確認書（様式 1）提出後に提案を辞退する場合は、速やかに辞退の意思とその理由を記した書面を、押印のある代表者名により提出してください。

6　契約の締結

(1) 契約の締結方法

犬山市は、契約候補者と契約条件の細目について協議し、双方の合意に至った時点でネーミングライツパートナー契約を締結します。

ただし、犬山市が合意の可能性がないと判断した場合には、契約候補者との協議を打ち切り、最終的な得点が高い順に契約候補者とし、いない場合は公募によるネーミングライツパートナー選定を行うものとします。

(2) 選定結果の公表

犬山市は、ネーミングライツパートナー契約締結後に、次の事項を市ホームページ及び犬山記者クラブ加盟報道各社において公表します。

ア　ネーミングライツパートナーの名称
イ　施設の名称
ウ　ネーミングライツ料
エ　契約期間
オ　審査結果（全ての応募者の得点を公表しますが、2位以下については、応募者名を伏せた状態で得点のみ公表します。）

7　契約に関する留意事項

(1) 契約の解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーが、2(6)に規定する提案資格を有しない者に該当する、又は該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により犬山市又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合等、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、犬山市は契約を取り消し又は解除することがあります。

(2) リスク負担

ア　ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設の愛称や、その掲出内容が、著作権、特許権、商標権等の第三者の権利となっている結果生じた事象に係る負担は、すべてネーミングライツパートナーが負うものとします。
イ　その他、定めのないリスクが生じた場合は、犬山市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

(3) 優先交渉権

契約期間の満了にあたり、市が本募集の各施設におけるネーミングライツ導入の継続を決定した場合、現在のネーミングライツパートナーに優先交渉権を付与します。市は更新年度の募集要領の内容（ネーミングライツ料等など）を現契約者に示し、更新の意思を確認します。現契約者の更新する意思を確認できた場合は、審査の上、更新を可能とします。

(4) ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度4月1日を基準日として、同月末日までに行うものとします。ただし、契約初年度については、市が指定する日までに行うこととします。一括払いとし、分割して支払うことはできません。また、上記（1）による契約解除が発生した場合、ネーミングライツ料の返金は行いません。

8　その他

本要領に規定のない内容については、犬山市広告掲載基準及び犬山市広告掲載事業実施要綱のほか、関係法令及び例規に基づき、選定委員会又は市で決定します。（決定にあたり応募者をはじめ関係者との協議を行う場合があります。）

9　問い合わせ先及び各種書類の提出先

犬山市教育委員会教育部文化推進課ネーミングライツ担当　星野、小林
〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地（犬山市役所本庁舎 3 階）
電 話 0568-44-0352（ダイヤルイン・土日祝を除く午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで）
ＦＡＸ 0568-44-0372
メールアドレス：070300@city.inuyama.lg.jp